都市計画税の再導入に関する住民説明会を開催します

町が再導入を検討している都市計画税の目的や仕組みについて、 今後町に求められるまちづくりのあり方とあわせて、広く町民の皆 さまに説明し、ご意見をいただくための説明会を開催します。 都市計画税は、市街化区域を対象として課税されるものですが、 説明会にはどなたでもご参加いただけます。

日時

- ① 2月13日(火)午後7時~
- ② 2月18日(日)午前10時~
- ③ 2月25日(日)午前10時~
- ※ 各回1時間程度を予定しています。
- ※ 説明会の内容はすべて同じですので、ご都合 の良い日時でご参加ください。

場所

産業文化会館4階 大会議室

(城一丁目214番地)

内容

- 都市計画税の概要
- 都市計画税の再導入が蟹江町のまちづくりにもたらす 効果

